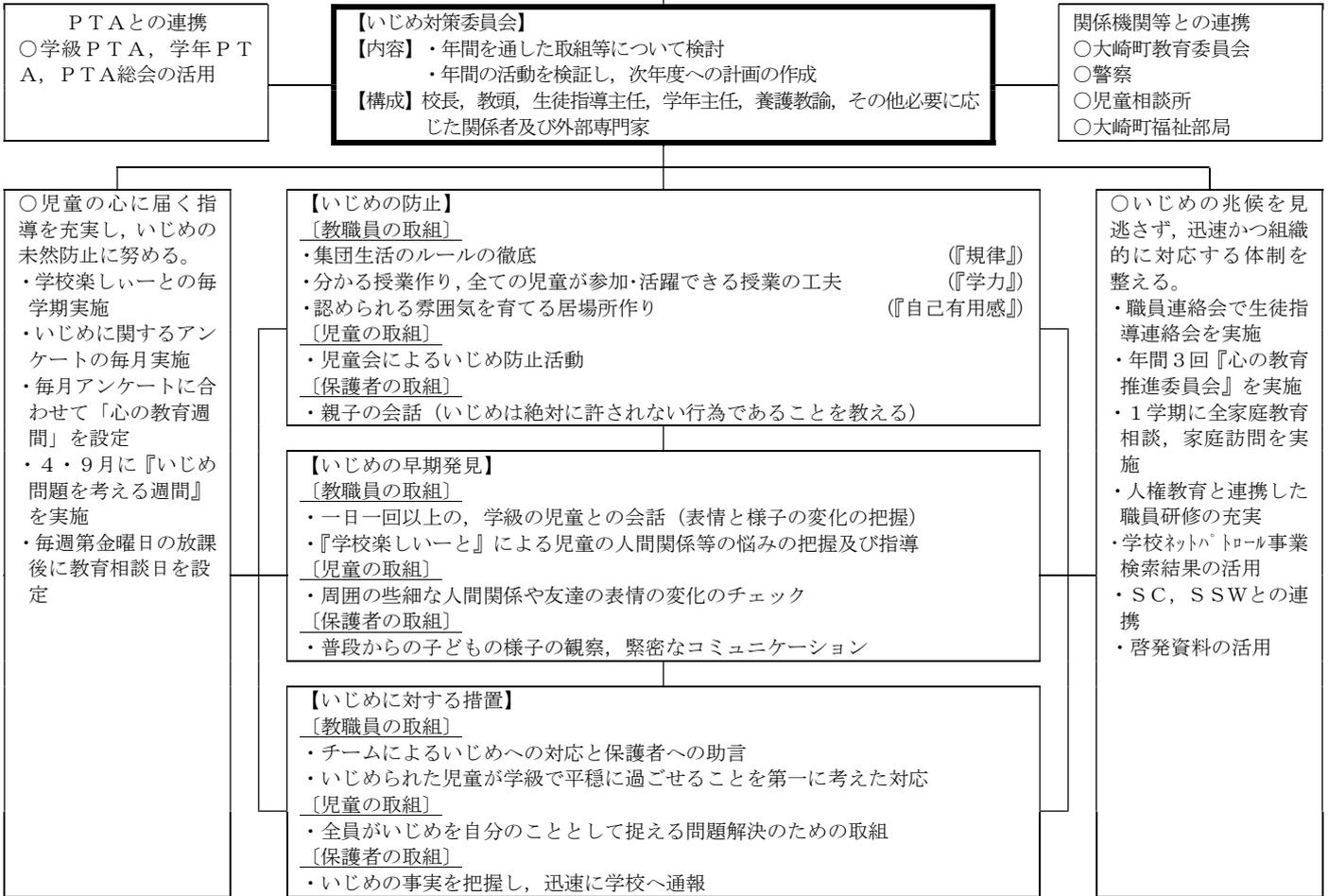


大崎小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

学ぶ意欲と豊かな心を持ち、心身共にたくましい大崎の子どもを育てる。



【年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討 1学期活動計画確認	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施(道徳) 特別支援学級への理解(特別活動)		各教科における指導計画の確認	教育相談 家庭訪問	学校基本方針の確認 心の教育推進委員会
5	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート ネットゲームアンケート		代表委員会	ネットと情報モラル(総合)		特別支援教育
6		「学校楽しいーと」の活用		児童総会 代表委員会			人権教育 心の教育推進委員会
7	取組評価アンケートの実施	いじめアンケート		代表委員会	携帯・ネット利用実態調査		
8	取組評価アンケート集計、取組の検証 2学期の活動計画の確認						毎週火・木曜日 職員連絡会での報告
9	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施(道徳)	代表委員会			
10		「学校楽しいーと」の活用		代表委員会	情報モラル教材の授業(道徳)	毎週第4全曜日 教育相談日	心の教育推進委員会
11		いじめアンケート	人権週間(特別活動)	代表委員会	携帯・ネット利用実態調査		人権教育
12	取組評価アンケートの実施 取組評価アンケート集計、取組の検証	いじめアンケート		代表委員会			
1	3学期の活動計画の確認	いじめアンケート		代表委員会	(保護者向け)教育講演会		
2	取組評価アンケートの実施	「学校楽しいーと」の活用	年度反省と教育課程編成	児童総会 代表委員会			心の教育推進委員会
3	取組評価アンケート集計、取組の検証 次年度活動計画案作成	いじめアンケート					

【参考】大崎町いじめ防止基本方針（平成29年11月改定）より一部抜粋

○ いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒の人権に関わる重大な問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

このため、学校においては、PTAの協力を得ながら「いじめ防止対策推進法」について、保護者や地域住民に周知し、理解を深めていくことが重要である。

○ いじめの定義

- いじめ防止対策推進法の第2条で次のようにいじめは定義されている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、させられたりする。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。